明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則等の一部を改正する省令（総務六三）　一

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四二六～四二八）　六
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同四二九、四三〇）　八
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二五一～二五八）　九
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二五九）　一五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二六〇～二六二）　一六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所平成二十八事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、首都高速道路株式会社工事一部完了、土地家屋調査士名簿登録等、平成二十九年浄化槽設備士試験合格者、日本弁護士連合会裁決、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人関係　四三
会社その他
会社決算公告　四五

省令

総務省令第六十三号

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月十二日　総務大臣　野田　聖子

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則等の一部を改正する省令

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第一条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三十八条の三第一項第二号の総務省令で定める事項） **第三条の二**　法第三十八条の三第一項第二号の総務省令で定める測定器その他の設備は次の表の上欄に掲げるもの（製造された日から起算して十年以内のものに限る。）とし、同号の総務省令で定める期間は、同表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	［新設］

測定器その他の設備	期間
一　高周波電力計であつて、校正用信号源を有し、及び被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	二年
二　電圧電流計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	二年